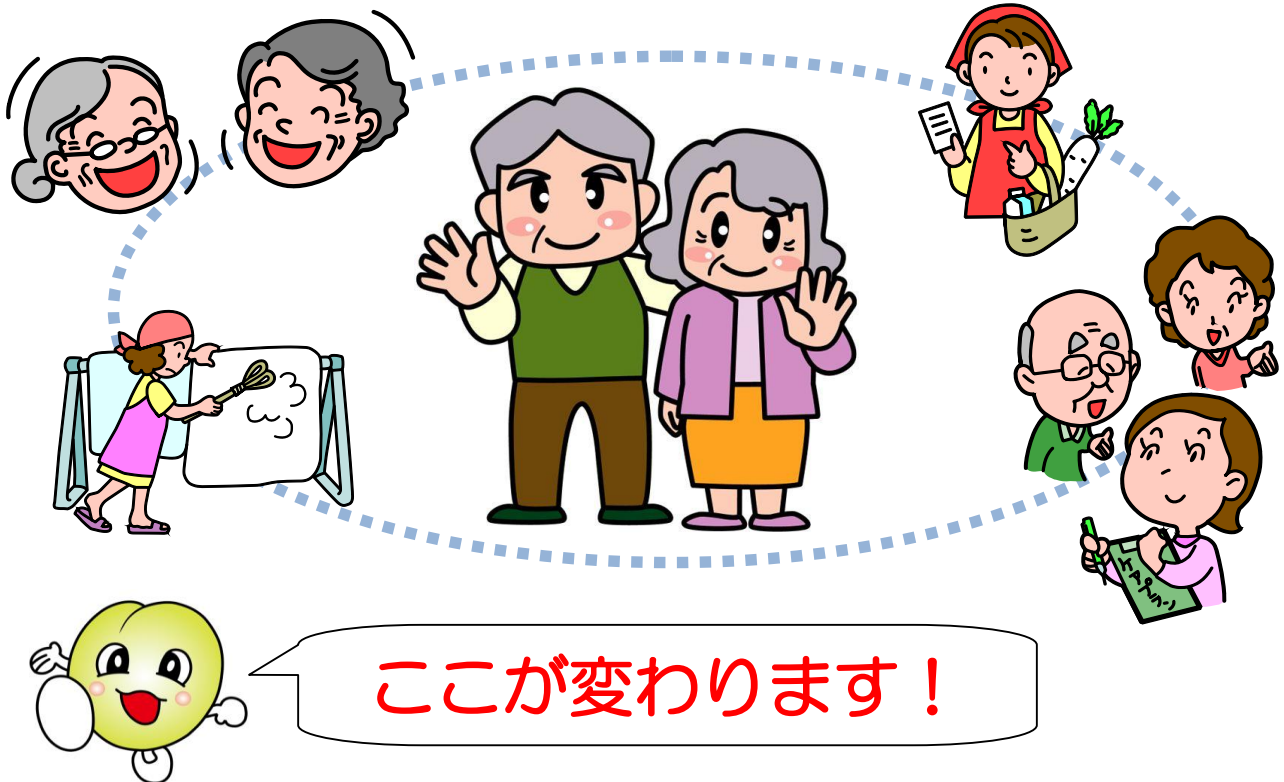


平成 28 年 4 月開始

いなべ市介護予防・ 日常生活支援総合事業

(新しい総合事業) のごあんない



ここが変わります！

● H27 年 4 月の介護保険法の改正に伴い、地域支援事業における介護予防事業を見直し、介護予防給付の一部を移行して、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まることになりました。

● 地域支援事業の「包括的支援事業」には、認知症施策推進などの新たな取り組みが加わり、すべての市町村で実施されます。

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業



一般介護予防事業

包括的支援事業

任意事業

いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の概要

これまで市町村の地域支援事業として実施されてきた「介護予防事業」が、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として再編され、介護予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が組み入れられることになりました。

これにより、要支援者の「訪問介護」と「通所介護」は、総合事業の中の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、市町村ごとの独自の事業として提供されます。

◆介護予防・生活支援サービス事業

総合事業で実施する「介護予防・生活支援サービス事業」は、これまで介護予防給付として実施してきた「訪問介護」と「通所介護」のほかに、多様な主体によるサービスやボランティアによる生活支援などを組み入れ、利用者のニーズに合わせた幅広いサービスとして提供します。

対象者

- ① 要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- ② 要介護認定で「非該当」となった方、または要介護認定を受けていない方で「基本チェックリスト」に該当し、「事業対象者」と判定された方

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要になります。



事業内容の例

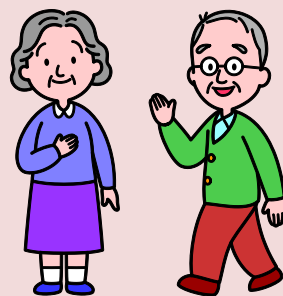
	類型		実施方法	事業名	利用料
通所型サービス	現行の通所介護相当(みなし・独自)		事業者指定	介護予防通所介護	1割
	多様なサービス	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	委託	①足腰を鍛える 「ハッスル教室」	300円
				②こころとカラダを元気にする 「はつらつ教室」	300円
				③脳とカラダを元気にする 「いきいき教室」	500円＋ 昼食代
訪問型サービス	現行の訪問介護相当(みなし・独自)		事業者指定	介護予防訪問介護	1割
	多様なサービス	訪問型サービスA(緩和基準)	委託・直接	作業療法士・管理栄養士 ・歯科衛生士訪問	1割
その他の生活支援サービス			委託	えぶろんサービス	50円/30分 100円/60分

◆一般介護予防事業

総合事業で実施する「一般介護予防事業」は、要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象として事業を行います。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されます。

対象者

65歳以上(第1号被保険者)のすべての方



事業内容の例

事業名	実施方法	内容	利用料
にこやか集会所コース	委託	各地区の公民館等で6ヶ月間、週2回の運動機能向上コースを実施します。	なし
青空デイサービス	委託	農業公園(藤原町)を中心に、四季折々の園芸作業を取り入れたプログラムを実施します。	500円

(通いの場)	内容
元気リーダーコース	「元気リーダー」が中心となり、地元自治会の協力を得ながら各地区の集会所で「元気づくり体験」を実施しています(市内77ヶ所)。
四季の家	集まった人同士でのおしゃべりや、唱歌の合唱、体操、手・指遊びなど、さまざまな内容で交流しています(市内4ヶ所)。
はつらっクラブ	介護予防を目的に、集まったみなさんでおしゃべりやレクリエーションをしています(市内13ヶ所)。

その他の地域支援事業

包括的支援事業

これまででは地域包括支援センターの運営が中心の事業内容でしたが、今回の法改正により、市町村には地域ケア会議の充実が義務づけられたほか、新たに次の3つの事業が加わりました。

- ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援サービスの体制整備

任意事業

これまでの介護給付等費用適正化事業や家族介護支援事業のほかに、認知症の見守りに関するいくつかの事業が新たに加わりました。



お問い合わせ

いなべ市役所 福祉部 長寿福祉課
いなべ市地域包括支援センター

TEL 0594-78-3520
TEL 0594-82-1616



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の利用の流れ

